

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	県固定資産税	不動産取得税
三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例	H2.6	○対象業種：製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 ○特別償却設備の取得価額要件 ・資本金の額等 5,000 万円以下、個人・・・500 万円以上 ・資本金の額等 5,000 万円超1億円以下・・・1,000 万円以上 ・資本金の額等1億円超・・・・・・2,000 万円以上 ※情報サービス業等、農林水産物等販売業は上記に関わらず 500 万円以上 ※資本金等の額が 5,000 万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に係る取得等に限る。	過疎地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例	S61.10	○対象業種：製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 ○特別償却設備の取得価額要件 ・資本金の額等 1,000 万円以下、個人・・・・500 万円以上 ・資本金の額等 1,000 万円超 5,000 万円以下・・・1,000 万円以上 ・資本金の額等 5,000 万円超・・・・・・2,000 万円以上 ※情報サービス業等、農林水産物等販売業は上記に関わらず 500 万円以上	半島振興対策実施地域（過疎地域と重複する地域を除く）	○3年間 ○不均一課税 (1/10)	○3年間 ○不均一課税 (1/10)	○取得時 ○不均一課税 (1/10)
三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例	H5.7	○対象業種：製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 ○特別償却設備の取得価額要件 ・資本金の額等 5,000 万円以下、個人・・・500 万円以上 ・資本金の額等 5,000 万円超1億円以下・・・1,000 万円以上 ・資本金の額等1億円超・・・・・・2,000 万円以上 ※情報サービス業等、農林水産物等販売業は上記に関わらず 500 万円以上	離島振興対策実施地域（過疎地域と重複する地域を除く）	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例	H27. 12	○対象者： 地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新增設した認定事業者 ○特別償却設備の取得価額要件 ・3,800 万円以上 ※中小企業者等は 1,900 万円以上	地方活力向上地域	○3年間 ○不均一課税 1年目：1/2 2年目：3/4 3年目：7/8	○3年間 ○不均一課税 1年目：免除 2年目：1/4 3年目：1/2	○取得時 ○免除

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
三重県企業立地促進条例（成長産業立地補助金）	H25. 4	以下の条件を全て満たすもの。 ①県の誘致により立地するもの。 ②製造業で、グリーン・デジタル関連、食関連、ライフイノベーション関連の分野、高度部材関連の業種に属する工場、その他事業所を設置し事業を営むこと。	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が 5 億円以上であること。 ②操業開始時点で常用雇用者が 10 名（中堅・中小企業は 5 名）以上増加すること。 ③操業開始後 3 年間操業を維持し、②の要件を維持する計画であること。 ④立地計画の期間が認定の日から操業開始後 3 年を経過する日までであること。 ⑤工場適地等に立地を行うこと。	全県	事業の用に供する建物、機械・設備及び厚生施設	補助対象にかかる投下固定資産額の 10%（土地は補助対象外）	5 億円
三重県企業立地促進条例（マザー工場型拠点立地補助金）	H25. 4	以下の条件を全て満たすもの。 ①県の誘致により立地するもの。 ②製造業の工場、その他事業所を設置し事業を営むもので、マザー工場化を図るもの。	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が 5 億円以上であること。 ②操業開始時点で常用雇用者が 10 名（中堅・中小企業は 5 名）以上増加すること。 ③操業開始後 3 年間操業を維持し、②の要件を維持する計画であること。 ④立地計画の期間が認定の日から操業開始後 3 年を経過する日までであること。 ⑤工場適地等に立地を行うこと。	全県	事業の用に供する建物、機械・設備及び厚生施設	補助対象にかかる投下固定資産額の 15%（土地は補助対象外）	5 億円
三重県企業立	H31. 4	以下の条件を全て満たすもの。	①操業開始時点で建物・機械設備等、投	全県	事業の用に供する建	補助対象にか	5 億円

地促進条例(スマート工場立地補助金)		①県の誘致により立地するもの。 ②製造業の工場、その他事業所を設置し事業を営むもので、スマート工場化を図るもの。	下償却資産額が5億円以上であること。 ②操業開始時点で常用雇用者が10名(中堅・中小企業は5名)以上増加すること。 ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持する計画であること。 ④立地計画の期間が認定の日から操業開始後3年を経過する日までであること。 ⑤工場適地等に立地を行うこと。		物、機械・設備及び厚生施設	かかる投下固定資産額の15%(土地は補助対象外)	
三重県企業立地促進条例(研究開発施設等立地補助金)	H25.4	以下の条件を全て満たすもの。 ①県の誘致により立地するもの。 ②研究開発施設又は試験認証機関を設置し事業を営むこと。	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が2億円(東紀州、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町、大紀町:3千万円、伊勢市、玉城町、度会町:1億円)以上であること。 ②立地計画の期間が認定の日から操業開始後3年を経過する日までであること。 ③工場適地等に立地を行うこと。	全県	事業の用に供する建物、機械・設備及び厚生施設	補助対象にかかる投下固定資産額の10%(土地は補助対象外)	5億円
三重県企業立地促進条例(外資系企業アジア拠点立地補助金)	H25.4	以下の条件を全て満たすもの。 ①県の誘致により立地するもの。 ②外資系企業が行う工場等の設置又は、オフィス開設であること。 ③本県への本店の登記又は事業所の設置の公表を行うこと。	【設備投資】 ①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が5億円以上であること。 ②操業開始時点で常用雇用者が10名(中堅・中小企業は5名)以上増加すること。 ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持する計画であること。 ④立地計画の期間が認定の日から操業開始後3年を経過する日までであること。 ⑤工場適地等に立地を行うこと。 【オフィス開設】 ①事業所の延床面積が15㎡以上であること。 ②操業開始時点で常用雇用者が1人以上であること。 ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持する計画であること。 ④立地計画の期間が認定の日から操業開始後3年を経過する日までであること。	全県	【設備投資】 事業の用に供する建物、機械・設備及び厚生施設 【オフィス開設】 事業の用に供する建物の家賃	【設備投資】 補助対象にかかる投下固定資産額の20%(土地は補助対象外) 【オフィス開設】 家賃年額の50%(3年)	【設備投資】 5億円 【オフィス開設】 1,500万円(500万円/年×3年)
三重県企業立地促進条例(地域資源活用型産業等立地補助金)	H25.4	以下の条件を全て満たすもの。 ①県の誘致により立地するもの。 ②南部地域にて行う製造業又は地域資源を活用した産業における工場、事業所等を設置し、事業を営むこと。	(1)東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町、大紀町の場合 ①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が3千万円以上であること。 ②操業開始時点で県内常用雇用者が5名(中堅・中小企業は3名)以上増加すること。 ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持する計画であること。 ④立地計画の期間が認定の日から操業開始後3年を経過する日までであること。 ⑤工場適地等に立地を行うこと。 (2)伊勢市、玉城町、度会町の場合 ①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が1億円以上であること。 ②操業開始時点で常用雇用者が5名(中	尾鷲市 伊勢市 熊野市 紀北町 御浜町 紀宝町 鳥羽市 志摩市 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町	事業の用に供する建物、機械・設備及び厚生施設	補助対象にかかる投下固定資産額の15%(土地は補助対象外)	5億円

			<p>堅・中小企業は3名)以上増加すること。</p> <p>③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持する計画であること。</p> <p>④立地計画の期間が認定の日から操業開始後3年を経過する日までであること。</p> <p>⑤工場適地等に立地を行うこと。</p>				
三重県企業立地促進条例(上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金)	R5.4	<p>以下の条件を全て満たすもの。</p> <p>①県の誘致により立地するもの。</p> <p>②多言語対応可能な高級宿泊施設を設置し、事業を営むこと。</p>	<p>①土地又は旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)第4条に基づき営業の全部を停止若しくは廃止した旨を届け出ている宿泊施設を取得し、新たな宿泊施設を開業するものであること。</p> <p>②操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額及び土地造成費用が5億円以上であること。(県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては3億円以上であること。)</p> <p>③操業開始時点で常用雇用者が10名以上増加すること。(県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては5人以上であること。)</p> <p>④操業開始後3年間操業を維持し、全ての要件を維持する計画であること。</p> <p>⑤立地計画の期間が認定の日から操業開始後3年を経過する日までであること。</p> <p>⑥10室以上の客室数を有し、うち5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。(県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、5室以上の客室数を有し、うち2室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。)</p> <p>⑦地域産品を活用した飲食施設を有すること。</p> <p>⑧英語で対応可能なスタッフが常駐しており、県内の広域な観光案内サービスを提供できること。</p> <p>⑨宿泊客が無料で利用可能なWi-Fi環境が整備されていること。</p>	全県	事業の用に供する建物、機械・設備、厚生施設及び土地造成費用	補助対象にかかる投下固定資産額、土地造成費用の10%(DMOと連携する場合は20%)県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町に立地した場合は15%(DMOと連携した場合は25%)	5億円(県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町に立地した場合は5億円(常用雇用者5名以上10名未満にあっては2.5億円))
三重県企業立地促進条例(本社機能移転促進補助金)	H27.4	<p>以下の条件を全て満たすもの。</p> <p>①県の誘致により立地するもの。</p> <p>②本県への本店の登記又は本社機能の移転の公表を行うこと。</p>	<p>①当該移転に伴って増加する常用雇用者(本社機能部門において従事する者に限る。)の数が5人(計画認定時において中堅・中小企業者である場合にあっては、1人)以上であること。</p> <p>②操業開始後3年間操業を維持し、①の要件を維持する計画であること。</p> <p>③当該立地計画の期間が、計画認定の日から移転の完了の日後3年を経過する日までであること。</p>	全県	本社機能(調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、総務・経理・人事等管理業務、各部門のいずれかを有する事務所、もしくは研究所で重要な役割を担う事業所)の移転	<p>【雇用】</p> <p>200万円/人</p> <p>【県税減額相当分】</p> <p>移転型本社機能移転に対する県税特例措置相当額</p>	<p>【雇用】</p> <p>5,000万円</p> <p>【県税減額相当分】</p> <p>5,000万円</p>
三重県企業立地促進条例(情報通信産業立地補助金【オフィス型】)	R6.4	<p>以下の条件を全て満たすもの。</p> <p>①県の誘致により立地するもの。</p> <p>②産業分類(中分類)における情報サービス業を営む企業が事業所を設置する事業であること</p>	<p>①操業開始時点で県内常用雇用者が5名(中堅・中小企業は3名)以上増加すること。(県南部地域にあっては3名(中堅・中小企業は2名)以上であること。)</p>	全県	【設備投資】事業の用に供する建物、機械・設備及び厚生施設	【設備投資】補助対象にかかる投下固定資産額の20%(土地は補助)	2億円(賃借の場合は、投下償却資産と家賃補助)

			②操業開始後3年間操業を維持し、 ①の要件を維持する計画であること。 ③立地計画の期間が認定の日から操業開始後3年を経過する日までであること。		【事業所開設】 事業の用に供する建物の家賃	対象外) 【事業所開設】 家賃年額の50% (5年)	で各1億円)
三重県企業立地促進条例(情報通信産業立地補助金【データセンター型】)	R7.4	以下の条件を全て満たすもの。 ①県の誘致により立地するもの。 ②コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設を設置し、事業を営むこと。	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が10億円以上であること。 ②操業開始時点で県内常用雇用者が3名(中堅・中小企業は2名)以上増加すること。(県南部地域にあつては2名(中堅・中小企業は1名)以上であること。) ③操業開始後3年間操業を維持し、 ②の要件を維持する計画であること。 ④立地計画の期間が認定の日から操業開始後3年を経過する日までであること。	全県	【設備投資】 事業の用に供する建物、機械・設備及び厚生施設	【設備投資】 補助対象にかかる投下固定資産額の10%(県南部地域にあつては15%)(土地は補助対象外)	5億円

制度名	交付要件	補助額
再投資支援(マイルージ制度) ・県内操業企業が再投資を行う場合、設備投資額及び雇用人数に応じて支援を行う制度。 ・成長産業立地補助金、マザー工場型拠点立地補助金、スマート工場立地補助金、研究開発施設等立地補助金、外資系企業アジア拠点立地補助金、地域資源活用型産業等立地補助金対象事業について、設備投資額、雇用者数を原則5年間積み上げることによって、要件を達成した場合に補助金の交付申請が可能。さらに一定の労働環境改善を達成することにより、雇用増加一人当たり30万円(若者は50万円)を上乗せ。さらに県外からの新規採用者については一人当たり50万円を加算。 *雇用増加分については、雇用要件を超える人数に適用	(パターン1) ①投資要件:5億円以上(研究開発2億円、地域資源1億円以上)~500億円未満 ②雇用要件:5人以上(中堅・中小企業は3人) *研究開発施設については雇用要件なし、地域資源については3人(中堅・中小企業は2人)以上、スマート工場については雇用維持が要件。	①設備投資分10% ※地域資源:15%(上限5億円) + ②雇用増加分 (上限5,000万円) →①②の合計で 上限5億5,000万円
	(パターン2) ①投資要件:500億円以上~1000億円未満 ②雇用要件:100人以上	15億円 (定額)
	(パターン3) ①投資要件:1000億円以上 ②雇用要件:200人以上	30億円 (定額)